管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	競技会を行う場合におけるデジタルダーツ機の風営法第8号機からの適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業（旅館業の施設で営まれるものなどを除く。）を風俗営業として規制の対象としている。	競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安委員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないとする。	前回、前々回でも貴庁の言う「おそれ」を生じさせる理由が未だ明確化されていない。ボウリング競技、および、ダーツ競技の手動集計モニター表示の場合は「おそれ」がないものと貴庁は解されている。しかし、デジタル化した場合にはボウリング競技は「おそれ」を生じさせないが、ダーツ競技は生じさせると貴庁は回答されている。貴庁の回答では競技種目以外の違いをどの様に解釈されているのか、「総合的」という文言にて曖昧に回答されており、明示されていない。現在の状況は貴庁が明らかに競技者への心理的負担を強いており、健全なダーツ競技の振興、発展を阻害し、自助による健全化、現状の改善を妨害している。 そこで、1）ボウリング競技と「ダーツ競技における「おそれ」を生じさせる違いは何か、2）自動集計自動表示であるデジタルダーツ競技と手動集計手動表示であるいわゆるアナログダーツ競技の「おそれ」を生じさせる違いは何か、3）次の代替措置が「おそれ」を生じさせるのか否か、4）営業実態等の現状とは何か、5）「総合的」の全ての具体的判断材料とは何か、ご教授願いたい。 代替措置：当方は、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)」に限りデジタルダーツを使用し、「本来の用途以外の用途」に用いて、賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない様に徹底する。このために、協会において公式審判員の育成の実施、競技会に関する公式審判員の配置、競技記録の管理、飲酒者の参加禁止、及び、会場での選手への酒類提供の禁止を原則とする。	C	Ⅲ・Ⅳ	ボウリングについては、歴史的な経緯や営業実態等を総合的に鑑み、現段階においては、風俗上の問題が特段生じているものとは認められず、新たに法的規制を加える必要はないものと解している。 他方、デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。	右提案者からの意見に対して、各項目ごとに明確に回答されたい。	C	Ⅲ・Ⅳ	ボウリングについては、歴史的な経緯や営業実態等を総合的に鑑み、現段階においては、風俗上の問題が特段生じているものとは認められず、新たに法的規制を加える必要はないものと解している。 また、アナログダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものではないことから、風営適正化法施行規則第5条第4号に規定する「遊技の結果が数字、文字、その他の記号又は物品により表示される」遊技設備には該当せず、風営適正化法第2条第1項第8号の「本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの」には当たらない。 他方、デジタルダーツは、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当する。当該遊技設備は、アナログダーツに比して射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれが高く、これを備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。	デジタルダーツ競技会特区	1009010	個人	熊本県	警察庁
010020	練習・競技を行う場合におけるデジタルダーツ機の風営法第8号機からの適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業（旅館業の施設で営まれるものなどを除く。）を風俗営業として規制の対象としている。	練習・競技を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないとする。	前回、前々回でも貴庁の言う「おそれ」を生じさせる理由が未だ明確化されていない。指導者配置バーチャルゴルフでは貴庁通達（警察庁丁生環発第259号）によれば、「（前略）～対象遊技設備に該当しないと解され、～（後略）」と明記されており、「対象遊技設備に該当しない」と解されているが故、「許可を要しない」のである。しかし、前回貴庁回答では「対象遊技設備に該当しないと解され」を削除している。デジタルダーツでは指導者配置でも「該当する」との回答である。この違いが未だ明確にされておらず、貴庁が明らかに「指導者の指導機会」および「選手、愛好家の受講機会」を阻害し、自助による健全化、現状の改善を妨害している。これは、為政者の望ではない。 そこで、1）デジタルダーツ設備を用いて指導者が指導をする場合の「おそれ」を生じさせる要因とは何か、2）デジタルダーツとバーチャルゴルフとの「おそれ」を生じさせる要因の違いは何か、3）次の代替措置が「おそれ」を生じさせるのか否か、4）営業実態等の現状とは何か、5）「総合的」の全ての具体的判断材料とは何か、ご教授願いたい。 代替措置：当方は、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「指導、講習、レッスン」に限りデジタルダーツを使用し、「本来の用途以外の用途」に用いて、賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない様に徹底する。このために、協会において指導員の育成の実施、営業において指導員の配置、指導記録簿の管理保管の義務付け、飲酒者の参加禁止、及び、選手・愛好家への酒類提供の禁止を原則とする。	C	Ⅲ・Ⅳ	バーチャルゴルフについては、レッスンプロやインストラクター等による指導を受けている場合等の営業の実態等を総合的に考慮した上、当該設備が射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれがないと明らかに認められる場合には、許可を要しない扱いとしている。 他方、デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。	右提案者からの意見に対して、各項目ごとに明確に回答されたい。	C	Ⅲ・Ⅳ	バーチャルゴルフについては、レッスンプロやインストラクター等による指導を受けている場合等の営業の実態等を総合的に考慮した上、当該設備が射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれがないと明らかに認められる場合には、許可を要しない扱いとしている。 デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。 なお、提案者がどのような行為について「接待」に当たるか否かを問うているかが定かではないが、風営適正化法においては、歌楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす行為であれば「接待」に当たることなる。	デジタルダーツレッスン特区	1009020	個人	熊本県	警察庁
010030	指導・講習・レッスン等を行う場合におけるデジタルダーツ機の風営法第8号機からの適用除外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第5条第4号	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業（旅館業の施設で営まれるものなどを除く。）を風俗営業として規制の対象としている。	指導、講習、レッスン等を行う、デジタルダーツを設置する店舗等において、当該デジタルダーツを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年公安員会規則第1号）第5条第4号に規定する遊技設備に該当しないこととする。	前回、前々回でも貴庁の言う「おそれ」を生じさせる理由が未だ明確化されていない。ボウリング場、指導者配置バーチャルゴルフ場は貴庁の前回回答、通達によれば、「対象遊技設備に該当しないと解され、許可を要しない」。ダーツ競技は手動集計しモニター表示されると「おそれ」を生じさせるとされ、対象設備に該当し、許可を要する。貴庁の回答では10%未満の設置は許可を要さないが、対象設備である、仮に10台の設置を行うとすれば、受付等除く面積が230m²必要となる。実際にはトイレ等含め約80m²で十分である。すなわち、極端に少ない台数か、極端に広い営業所となる。その為、長時間待つか、経済的負担が大きいかである。貴庁が明らかに健全な練習や競技機会を失わせ、自助による健全化、現状の改善を妨害しているのである。 そこで、1）ボウリング場とデジタルダーツ場の「おそれ」を生じさせる違いは何か、2）指導者配置デジタルダーツ場とバーチャルゴルフ場の「おそれ」を生じさせる違いは何か、3）次の代替措置が「おそれ」を生じさせるのか否か、4）営業実態等の現状とは何か、5）「総合的」の全ての具体的判断材料とは何か、ご教授願いたい。 代替措置：当方は、協会を設立し、「協会」が「営業者を適正に監督し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「専用場」に限りデジタルダーツを使用し、「賭博等を始め、射幸心をそそる行為が行われることがない様に徹底する。このために、協会において営業者、指導員の育成の実施、営業に際し、酒類提供の禁止、指導者の配置、未成年に対し条例遵守（ボウリング場を準用）などを原則とし、専用場の営業を行うものとする。	C	Ⅲ・Ⅳ	ボウリングについては、歴史的な経緯や営業実態等を総合的に鑑み、現段階においては、風俗上の問題が特段生じているものとは認められず、新たに法的規制を加える必要はないものと解している。また、バーチャルゴルフについては、レッスンプロやインストラクター等による指導を受けている場合等の営業の実態等を総合的に考慮した上、当該設備が射幸心をそそる遊技の用に供されるおそれがないと明らかに認められる場合には、許可を要しない扱いとしている。 他方、デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、構造改革特区として対応することはできない。	右提案者からの意見に対して、各項目ごとに明確に回答されたい。	C	Ⅲ・Ⅳ	未だ明確な回答を頂けず、大変遺憾である。そこで、以下についての明確な回答を求める。1）「ボウリング場、バーチャルゴルフ場、デジタルダーツ場のそれぞれにおいて貴庁が考える「おそれ」が生じる要因は何か、3）飲酒禁止、自主規制等を遵守し実施したデジタルダーツ場において貴庁の考える「おそれ」を生じさせる具体的要因とは何か、4）貴庁通達（警察庁丁生環発第259号）において「バーチャルゴルフ・・対象遊技設備に該当しないと解され」と明記されているとう、提案に対する回答において当該記述を省略する理由は何か。	デジタルダーツ専用場特区	1009030	個人	熊本県	警察庁
010040	自治体が鳥獣からの生活被害防止の用途で使用する麻酔銃に係る所持許可に関する規制の緩和	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第2項、第4条第1項第2号	動物麻酔の用途のため麻酔銃の所持をしようとする者は、銃刀法第4条第1項第2号の規定により都道府県公安委員会の所持許可を受けなければならないこととされている。 なお、自治体の担当者が自ら所持許可を受けずに麻酔銃を業務のために使用することは、現行の制度においても可能であり、具体的には、銃刀法第3条第2項の規定により、麻酔銃の所持許可を受けた者の監督の下に、動物麻酔に関する業務に従事する者としてあらかじめ都道府県公安委員会に届け出たものは、許可された麻酔銃を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持できることとされている。	クマやイノシシなどによる生活被害防止のため、これらの鳥獣に使用する麻酔銃（銃刀法第4条第2号）を自治体の事務として使用する場合は、職員個人ではなく、自治体（県又は市町村）に所持許可を出し、講習の受講等により、職員が誰でも使用可能とする。	本県においては、イノシシやシカ等のわなに誤って捕獲されたツキノワグマを放獣するに当たり、不動化を行うために麻酔銃を使用している。これは、鳥獣保護法に基づく放獣義務の遂行と県民や県担当者の安全確保のために必須の業務である。 また、近年、イノシシやニホンザル等の住宅地への出没により、住民の安全が脅かされる事態が頻発しており、鳥獣保護法の改正により、自治体がこれらの場合に麻酔銃を有効活用できる機会も増加するものと考えられる。 一方、麻酔銃の所持許可については、担当者の異動のたびに得なければならず、場合によっては1ヶ月以上麻酔銃の使用が困難な期間（使用許可を保有する前任者が職務を代行）が生じる。 麻酔銃が犯罪等に悪用される蓋然性と、担当者が麻酔銃を使用できず、野生鳥獣から県民等の安全を確保できない可能性とを比較考量すれば、必ずしも前者が高いということはない。 このため、鳥獣からの生活被害防止の用途で自治体が麻酔銃を使用する場合については、当該自治体に対して銃所持許可を交付し、担当者が適時に適切に使用できるよう、制度を改めるべきである。 なお、銃の管理責任者及び従事者に対しては、所定の研修を実施し、銃の安全使用と悪用の防止を図るものとする。	c	Ⅰ	法人に対する許可を認めた場合には、許可を誰が受けているのかが判然とせず、所持許可に係る麻酔銃に対する管理責任が曖昧となり危害予防上問題があると考えられるため、認められない。 なお、現行の制度においても、あらかじめ都道府県公安委員会に届け出た職員については、銃砲の所持許可を受けた者の監督の下に許可された銃砲を当該許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持できることとなっている。	右提案者からの意見を踏まえ、管理責任者を明確にすることにより麻酔銃の所持許可の交付を自治体に交付できないか回答されたい。	C	Ⅰ	・管理責任が曖昧になるとの回答であるが、麻酔銃の使用（所持）目的は、自治体の規則等に規定する業務の遂行であることから、その責任者は明確であり、当該業務責任者を麻酔銃の管理責任者とすれば管理責任の明確化が図られるものと思料される。 ・麻酔銃は、個人的に使用されるものではなく、所持許可者が異動した場合（急病、事故の場合等も含む。）にも当該業務は継続性を持って行われなければならないことから、要望の実現を図られたい。		1013010	岡山県	岡山県	警察庁
010050	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施場所の緩和	道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのある行為を行おうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 構造改革特区特定事業105（106・107）-122「搭乗移動支援ロボットの公道実証実験事業」について は、「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に係る特例措置について（平成24年12月27日付け警察庁丁交企発第177号、丁規発第92号）により当該許可対象行為とされるとともに、その取扱いに関する基準は「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」特区における道路使用許可の取扱いに関する基準」（平成24年11月一部変更）」で定められている。	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験における実施場所について、「幅員がおおむね2.0メートル以上の歩道であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね1.0メートル以上であること」と規制を緩和する。	実験実施場所の制限を緩和し、搭乗型移動支援ロボットの走行できる箇所を増やして、実社会に近い実験条件を創出することで、新たな移動手段として社会に定着するか等を検証する。 具体的には、現状の「自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道」という規定を緩和し、「歩道」とすると同時に、幅員条件を道路構造令第11条第3項に規定される歩道の幅員に合わせ2.0メートル以上とする。 提案理由： 豊田市では、既成市街地における立ち乗り型パーソナルモビリティ走行の可能性検証を構造改革特別区域計画の意義に盛り込み、実験を行ってきた。しかし、現行の規定では、幅員の広い箇所しか実験を実施できず、市内の様々な道路状況を加味した実験を行うことができない。（別添参照） そこで、本特例措置により、幅員条件等を緩和することで、様々な環境での実験を可能とし、データを蓄積・分析することで、立ち乗り型パーソナルモビリティの更なる可能性を検証すると同時に、地方都市の既成市街地における今後の道路空間再構築等の方向性を検討することができる。 ＜2014年度実証の結果＞ 最高速度 6km/h の当該モビリティで、3メートル幅員での公道および3メートル以下の施設内通路においても、危険なく走行ができたため。	C	Ⅳ	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特区の第25次提案等に対する対応方針」（平成26年10月27日構造改革特別区域推進本部決定）において、「実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準を変更して、実証実験を行う際に配置することとされている保安要員として搭乗型移動支援ロボット（実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えるものに限る。）に搭乗した者を配置することを可能とする。」と決定されたところであり、今後同構造改革特区推進本部決定に基づき、新たな規制の特例措置が実施される予定であることから、更なる規制緩和については、上記規制の特例措置の結果を踏まえた上で、改めて検討するべきである。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	C	Ⅳ	今回緩和要望した内容は幅員の緩和であり、保安要員の搭乗または切り離して実施できる内容であると考えるが、今回豊田市が提出した内容への貴庁のご回答として幅員の緩和についてをご意見を改めて伺いたい。		1020010	豊田市	愛知県	警察庁

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010060	ぱちんこ営業店内における「貸玉・貸メダル返却所を設置」に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号、第23条第1項第1号	「ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ること等を禁止している。	ぱちんこ営業店による地域社会貢献活動の推進。ぱちんこ営業店内にぱちんこ営業店とは無関係の第三者（社会福祉団体・NPO）等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の換金を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が放置されている現実を鑑み（平成25年次、認知事件数20件、前年　9件より11件の増）、改めてご提案をさせて頂きます。これらの凶悪犯罪を完全に無くす事により、日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこを世界中で遊技して頂くためにも、新しい換金ぱちんこモデルが必要であります。具体的にはｾｷｭﾘﾃｨがしっかりした設備のあるぱちんこ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ぱちんこ営業店が風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額で、ぱちんこ営業店内で運営する第三者（社会福祉団体・NPO）等が買戻す事が出来るシステムです。このシステムの採用により、永きに渡り続いている、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる不必要な経費や弊害を無くす事となり、社会貢献を目的としたぱちんこ産業の地元への直接納税（社会福祉目的税の新設）を行う事ができます。つまりぱちんこを今以上にシンプルで明らく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能になり、世界中の人々に80年の歴史を誇り健全な日本文化であるぱちんこ産業として、ぱちんこの楽しさ素晴らしさを認めて頂く機会が増え、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等と同じく、初めて世界中に輸出できる体制が整います。その結果新たなビジネスモデルとしてのぱちんこレジャーが、輸出国での大衆娯楽として地元への社会貢献が出来るのであります。	C	I	ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い戻されることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていると評価を受ける可能性があることから、認められない。	C	I			1039010	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010070	ぱちんこ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号、第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第1項第2号	「ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金として「ぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20 円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき 5円（現行の25%UP）、メダル一枚につき25円（現行の25%UP）を超えないことに改定する。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させて頂きます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年（1978年）に「玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に36年以上も見直しがなされていません。ぱちんこアフィからは、貸玉金額の上限の改定を望む声がありがとうございます。そもそもぱちんこ営業は、ぱちんこの発射速度が1分間に100発以内にすることを定めているなど、法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあっては玉1個につき5円、貸メダルにあってはメダル1枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案をさせて頂きます。今回のご提案は、成熟社会である現在にあっては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであります。例えば昭和20年10月に最初の宝くじが発売（1等賞金が10万円）されたものが、平成25年には前後百あわせて7億円の宝くじの発売に至りました。またBOX（ｻｯｶｰくじ）に至っては最高当せん金額が10億円であることからも、国民の大衆娯楽であるパチンコだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないのであります。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る遊技料金の引上げについては、当該営業について著しく射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。	C	Ⅰ・Ⅲ			1039020	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010080	ぱちんこ営業店における賞品最高限度額に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号、第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第3項	「ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供していると言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高級な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしてもお客様の遊技にはなんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の状況した社会にあっては、0万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、（例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合）それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、保通協で検定審査し遊技機メーカー（許可を与えた遊技機の設置を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われます。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていると評価を受ける可能性があることから、認められない。	C	Ⅰ・Ⅲ			1039030	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010090	ぱちんこ営業店における地域振興券の提供に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号、第23条第1項第1号	「ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店は地元のぱちんこファンによって支えられており、地元商店街を応援するあまりも地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券を賞品として提供することを可能にする。	80年以上の歴史と大衆娯楽レジャーである、ぱちんこ産業が日本（地域社会）の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店（スーパー）の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなってきています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて地域振興券の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店があ地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていると評価を受ける可能性があることから、認められない。	C	Ⅰ			1039040	株式会社　玉越	愛知県	警察庁
010100	ぱちんこ営業店における宝くじの提供に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号、第23条第1項第1号	「ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営適正化法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実に大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証票法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事が可能になります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業に係る商品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っていると評価を受ける可能性があることから、認められない。	C	Ⅰ			1039050	株式会社　玉越	愛知県	警察庁

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010110	貯玉カードによるコンビニエンスストアでの賞品（生活必需品）交換に係る規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号、第4条第2項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第8条表中法第2条第1項第7号に掲げる営業の項	ぱちんこ営業において賞品を提供する設備については、風営適正化法において、許可に係る営業所内の客の見やすい場所に設けなければならないこととされている。	ぱちんこ営業店が許可されている、貯玉・再プレーシステムカードを活用することにより、遊技客がぱちんこ営業店外のコンビニエンスストアに於いて、貯玉カードを活用して自由に賞品（生活必需品）と24時間交換出来る。	現在、日本全国のコンビニエンスストアは約50,000店あり、そのうち実際に店頭に並んでいる商品は1店舗当り、約2500品目から3000品目といわれています。ぱちんこ営業店は遊技の結果に応じて賞品の提供を行う営業ではあるものの、限られた営業スペースでは、どうしてもお客様に遊んで頂く遊技台が主役であり、その為に賞品を置くスペースや多数の賞品を陳列することがなかなか難しいことや、また、ぱちんこ営業店は予め営業時間が決められている等から遊技客の多様な生活環境や生活リズムに適応する賞品の提供が行われているとは言い難く、それらを改善するためにも、予めぱちんこ営業店と提携を行ったコンビニエンスストア内であれば、ぱちんこ営業店の貯玉システムを活用することにより、遊技客の獲得した貯玉数に応じた賞品を自由に交換できるものとします。そもそもコンビニストアは24時間営業を行っており、好きな時間にゆっくりと生活必需品等が選べる等、まさに大衆娯楽に適した賞品交換方法になる為、今回のご提案をさせて頂きます。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る貯玉カードを活用してぱちんこ屋の外に所在するコンビニエンスストアにおいて賞品（生活必需品）と交換することを可能とすれば、ぱちんこ営業の営業行為の一部が、許可に係る営業所の外で行われることとなり、善良の風俗や清浄な風俗環境を害するおそれがあることから、認められない。			C	Ⅰ・Ⅲ			1039060	株式会社　玉越	愛知県	警察庁